

12回
令和元年第 総会
12月

白井市農業委員会会議録

令和元年12月6日 開会

令和元年12月6日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和元年12月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成31年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月19日木曜日
- ・事前審査会(案) 12月26日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 1月9日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は年末のお忙しい中、令和元年の12月定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。

ことしもあと3週間ちょっとで終わろうとしておりますが、これから毎日寒い日が続くと思いますが、委員の皆様におかれましては、風邪等引かないよう健康には十分気をつけて農作業のほうも頑張っていたきたいと思っております。

また、先月の令和元年の経営力強化農地集積促進シンポジウムの参加、私のほうは所用で出席できなかったのですが、大変ご苦労さまでした。

そして、きょうは総会終了後、忘年会ということで予定しておりますので、そちらのほうの出席についてもよろしく願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和元年12月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、芦田恵子委員、4番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1は、大字神々廻字長堀1814番10。

地目、現況ともに畑です。

地積は、2,747平方メートル。

権利者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積135アール。

義務者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転、贈与です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班、班長の今井です。

議案第1号について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料の1番をごらんください。

当日は、権利者の〇〇〇〇さんの代理人でもある義務者の〇〇〇〇さんが出席されました。

〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にあるそうです。

申請地は、市役所から北東に約3キロメートルに位置しています。

申請地の現状は、栗が植えてあります。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラック1台、トラクター1台等で労働力は世帯員9人のうち5人が従事しています。

年間従事日数は150日、農作業歴は40年で技術力もあります。
面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 最適化推進委員の海老原です。

〇〇さんにつきましては、後継者もないことから、今のうちに農地をやっていただけの方に贈与したいということで伺いました。

権利者の〇〇さんですが、農業従事者が世帯員9人のうち5人やっていることで、荒らさないでやっていただけると思います。

現況は栗畑になっていますが、おいおい普通畑に直していくという考えでいると聞きました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 今回、贈与という形ではあるみたいなのですが、貸付ではなく贈与にした理由はほかにもあるのでしょうか。

海老原清委員 贈与にした理由につきましては、先ほど申し上げましたように、〇〇さんは後継者がいないそうなのです。

このまま荒らしてしまうと大変になってしまうということなので、今のうちにもらっていただける方がいればという形でそういう形になったわけです。

以上です。

根本孝一委員 土地をもう要らないのだというような意思があるということによろしいのでしょうか。

海老原清委員 そうですね。

根本孝一委員 ありがとうございました。

笠井会長　ほかにございますか。
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。
許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長　賛成全員です。
議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。
議案第2号　平成31年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局、川上です。
それでは、資料2ページをお開きください。
議案第2号　平成31年度第7次農用地利用集積計画の決定について。
白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第7次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。
令和元年12月6日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。
3ページは、白井市長からの協議文です。
4ページをお開きください。
利用集積計画の一覧表の案です。
1番は、神々廻字宮前1469番2、1469番6。
地目は畑です。
利用権設定面積は、合計4,558平方メートル。
種類は賃貸借権。
内容は畑作です。
期間は5年。
賃料は計1万3,674円です。
支払い方法は口座払い。
利用権を設定する者は、神々廻　番地　、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者は、柏市布瀬　番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
経営面積は835アール。
継続でございます。
番号2は、十余一字平塚道北57番4、平塚道南62番1－2。
地目は畑です。

利用権設定面積は、合計3,920平方メートル。
種類は使用貸借。
内容は畑作です。
期間は5年間。
利用権を設定する者は、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者は、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
経営面積は835アール。
継続です。
3番は、根字下郷谷40番10。
地目は畑です。
利用権設定面積は、2,247平方メートル。
種類は賃貸借権。
内容は樹園地です。
期間は25年。
賃料は1万円。
支払い方法は口座払いです。
利用権を設定する者は、白井市根 番地 、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者は、白井市富士 番地、〇〇〇〇。
経営面積は117アール。
こちらは新規です。
4番は、根字下郷谷40番9。
地目は畑です。
利用権設定面積は1,484平方メートル。
種類は賃貸借権。
内容は樹園地。
期間は25年。
賃料は1万円。
支払い方法は口座払いです。
利用権を設定する者は、白井市復 番地 、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者は、白井市富士 番地、〇〇〇〇。
経営面積は117アール。
こちらにも新規です。
5番は、神々廻字新駒178番3。
地目は田です。
利用権設定面積は69平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は畑作。

期間は5年。

賃料は682円。

支払い方法は直接持参払いです。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

経営面積は65アール。

こちらも新規です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番から5番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

3番、4番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井・復担当の最適化推進委員の秋本です。

この3番、4番の土地は隣接しておりまして、既に両方とも3年ぐらい前から、〇〇〇〇さんについては病気をしておりまして、草は刈っておりますけれども、畑という部分ではなっておりません。

4番の〇〇〇〇さんのほうも年齢という部分でもありまして、またその方もやはり三、四年前から、畑ではなくて草は刈っておるということで、一部親戚の人にちょっとだけ貸しているところはありましたけれども、そんな状態で。

この借りたいという〇〇〇〇さんですが、富士の 番地、この人の実家はもともと梨屋さんをやっています。

自分と同級生で〇〇〇〇さんという会長さんもお存じだと思いますが、そのせがれさんで、現在32歳でもともとこの二筆の隣に既にお父さんが借りていまして、そこを現在、この〇〇〇〇さんがやっています。

お父さんのほうから、もうちょっと広げたらどうだということで、今回、確認したところ、両方ともそんな状況だったので、貸してもいいということで借りられることとなりました。

現在、〇〇〇〇さんのほうは、2年ぐらい前から梨のほうはお父さんに教わりながらやっているという状況で、既に梨友会などにも所属しているそうです。

ですから、こういった部分では問題ないと考えています。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

5番について、最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

5番の神々廻、〇〇さんのところですがけれども、たしか2年ぐらい前に〇〇〇〇にということで、隣接の土地、約5反ぐらいでしたか、貸したということなのですがけれども、〇〇さんのほうに話を伺ったら、角のところが69平米残っていたと。

本人も土地改良の集金に来て気がついたということで、漏れていたということで大変済みませんでしたということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号平成31年度第7次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 平成31年度第7次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、5ページをごらんください。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和元年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1は、河原子字木戸八365番4、名内字新山371番8。

地目、現況ともに畑です。

地積は、合計4,065平方メートル。

申請人は、白井市神々廻 番地 、 〇〇〇〇。

申請理由は、生産緑地解除申請のためでございます。

番号2は、河原子字元天神356番1。

地目、現況ともに畑です。

地積は、5,756平方メートル。

申請人は、柏市十余二 番地 、〇〇〇〇。

申請理由は、生産緑地解除申請のためです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願については、事前審査会の対象外ですので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明はございます。

最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 推進委員の秋谷です。

まず、1番の〇〇〇〇さんの件ですが、先日、〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇さんに話を聞いてきました。

〇〇〇〇さんは、脳梗塞で倒れて半身不随になっております。

〇〇さんも60を超えて、これから農業をどうしようかと考えているところで、息子さん、娘さんも両方とも就職して会社に勤めております。

奥さんもパートをしながら農家を手伝ってくれているのですが、後継者がいないということで、これから縮小していこうと考えて、今回の申請に当たったそうです。

〇〇さんのほうに関しましては、お父さんの〇〇〇〇さんが去年亡くなられて、後継者がいなくて、嫁に行った〇〇さんが跡を継いで今やっているのですが、〇〇さんも年齢的なことと、〇〇さんの旦那さんが定年退職をして仕事を手伝ってくれているのですが、2人とも年齢的な問題もありまして、今回相続をしたときに生産緑地というのを解除して、今後のことを少し考えていきたいということで今回の申請に当たったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 農業委員の根本です。

事務局のほうにも確認したいのですが、今回この生産緑地解除の主たる従事者というのは、確かに〇〇〇〇さん、高齢で脳梗塞ということで、その方に農業を続けろというのは無理だとわかっているのですが、〇〇〇〇さんに関しては、60歳で現在300

日農業をしていると書いてあるのですが、生産緑地ということ自体は、本来その土地にかけてあるはずなので、その辺を農業委員会として、親が病気だからオーケー、子供は後継者、60歳を後継者というかどうかはいろいろ見解はあると思いますけれども、そのまま、はい、オーケーですと通しても何の問題もないものなのではないでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、大野です。

農業の主たる従事者である方が農業ができないということで申請になるのですが、今回、お父さんが病気で農業ができなくなったということで、委員の皆さんが判断することになります。

以上です。

根本孝一委員 わかりました。

事務局 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、採決を行います。

1番について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、1番、承認することに可決します。

2番について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、2番、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、6ページをごらんください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和元年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字白井字鳥居前436番3。
地目、現況ともに畑です。
地積は、2,283平方メートル。
買取申出者は、白井市白井 番地 、〇〇〇〇。

申請事由は、生産緑地解除申請のため。

7ページをごらんください。

7ページは、会長から委員及び最適化推進委員宛て通知文です。

8ページをごらんください。

8ページは、白井市長からの依頼文です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

[ありませんでした。の声あり]

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、9ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

10ページをごらんください。

①は、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

②は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

11ページに移りまして、③は、農地法施行規則29第1号の規定による農地転用届出です。

12ページをお開きください。

④は、農地法第5条第1項第5号の規定による届出です。

それでは、表紙に戻っていただきまして、1月の事前審査会、総会の日程についてです。

申請受け付け締め切りは、12月19日木曜日。

事前審査会の案は、12月26日木曜日。

担当は1班です。

時間は午前9時から、本庁舎2階災害対策本部2でございます。

次に、総会（案）でございますが、1月9日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策本部2でございます。

以上です。

笠井会長 それでは、本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人